

マイナンバーカードの 組合員証（健康保険証）利用について

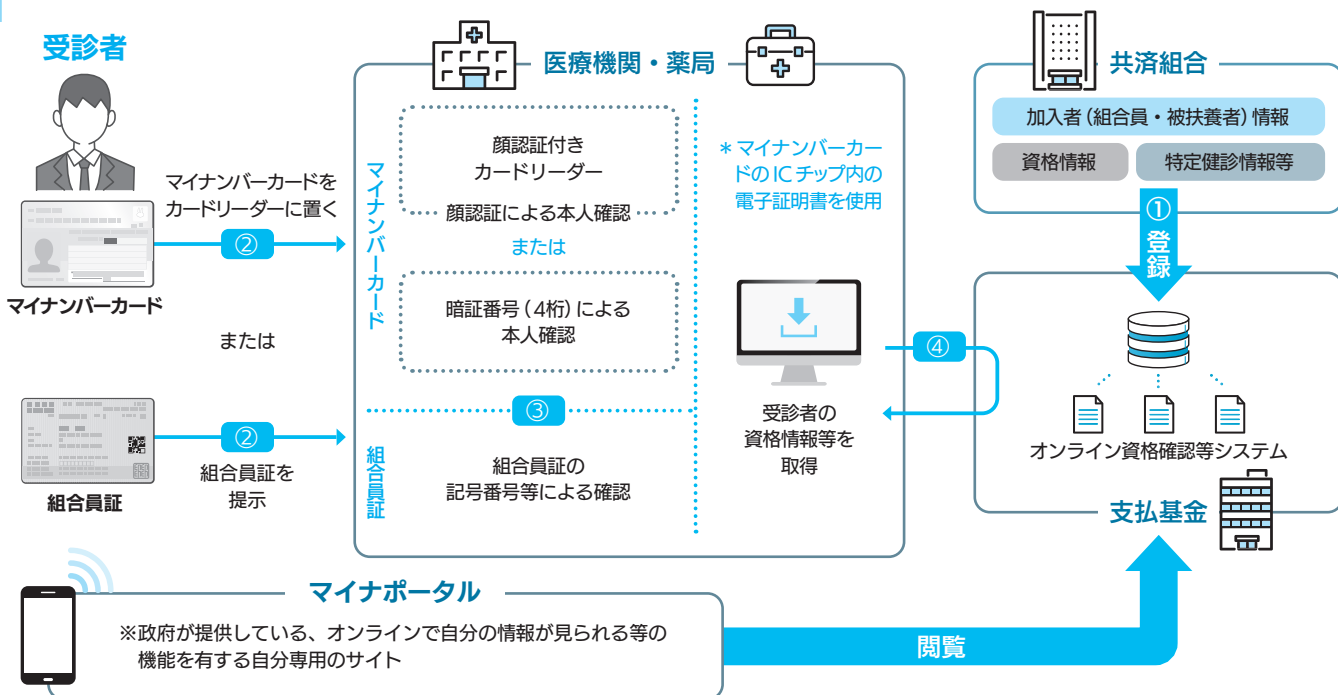
～医療機関・薬局で利用できます～

オンライン
資格確認



オンライン資格確認のしくみ

医療機関等を受診する際、マイナンバーカードのICチップまたは組合員証（健康保険証）の記号番号等により、オンラインで健康保険の資格情報が確認できます。

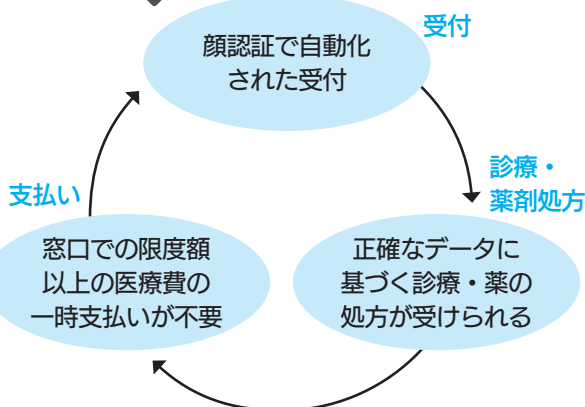


マイナンバーカード利用のメリット

病院においても、その他の場面でもマイナンバーカードの利用で便利になります。



いつもの通院等が便利に！

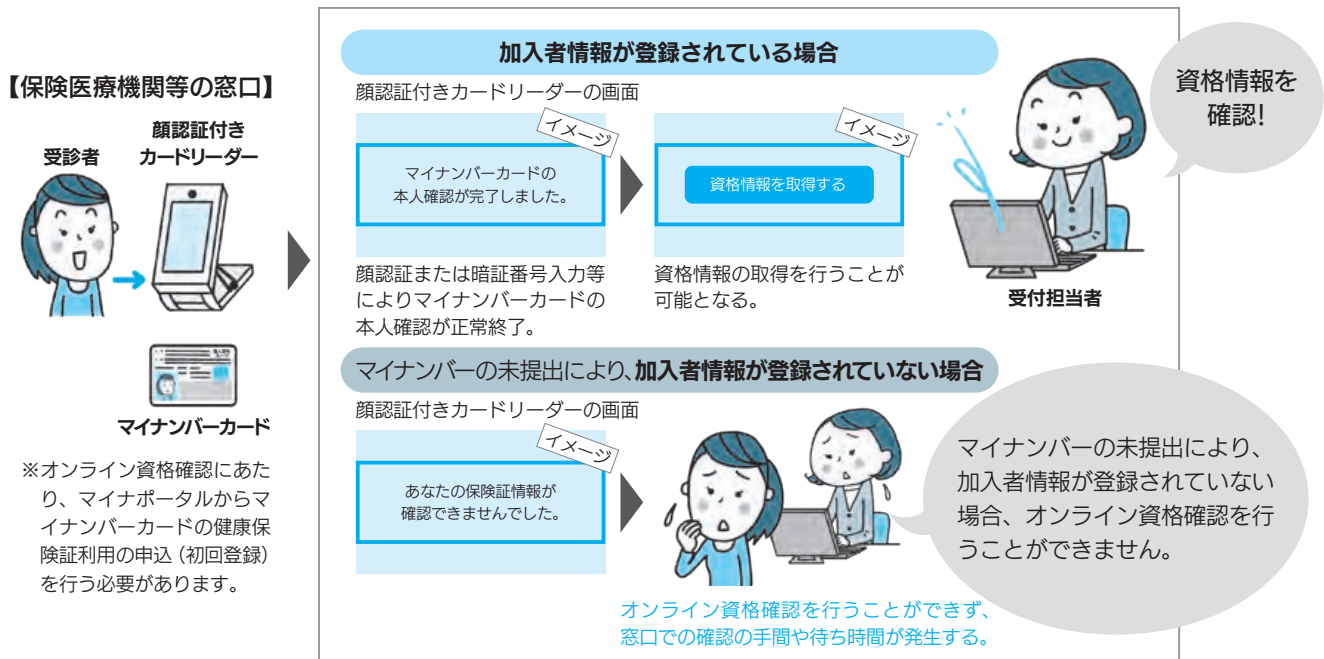


こんなところも簡単・便利に！

- 特定健診や薬の情報をマイナポータルで閲覧できる
- マイナポータルからe-Taxに連携し、確定申告が簡単に
- 健康保険証としてずっと使える

組合員・被扶養者の資格取得手続きには個人番号(マイナンバー)の記載が必要です

共済組合への加入(資格取得)手続きにおいて、組合員・被扶養者のマイナンバーを記載せずに届出した場合は、医療機関や薬局の窓口を設置している「オンライン資格確認等システム」に加入者(組合員・被扶養者)情報が登録されていないため、健康保険の資格や一部負担金限度額の確認に支障が生じる可能性があります。



マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合

医療機関の窓口を設置しているオンライン資格確認等システムが利用できない場合(「資格(無効)」、「資格情報なし」と表示される等)は次の事項をご確認ください。

⚠ システムが利用できない場合に考えられる原因

- 共済組合で加入者情報の登録、確認が完了していない
- 加入者本人がマイナンバーカードの健康保険証利用の申込みをしていない(生涯1回のみ。)
- 機器不良等のトラブル

⚠ 対応

- 組合員証(健康保険証)を提示する
- ご自身のスマートフォンからマイナポータルにアクセスし、資格情報の画面を提示する
- 「被保険者資格申立書*」を記入し、医療機関の窓口へ提出する
※有効な組合員証が発行されているにもかかわらずオンライン資格確認ができない場合に、本来の自己負担額(3割または2割)での保険診療を行うため記載をお願いする様式です。

オンライン資格確認に関する照会について

詳細については、次のホームページ等をご参照ください。

【厚生労働省ホームページ】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08544.html

【マイナンバー総合フリーダイヤル】 0120-95-0178

※平日9:30～20:00 音声ガイダンスに従って、「4→2」の順にお進みください。

厚生労働省
ホームページ



お問い合わせ先

医療健康課 TEL 029-301-1413